

令和8年度処遇改善計画書について

医療法人社団緑陽会
介護老人保健施設ふぁみりい

- 1 対象事業所 介護老人保健施設ふぁみりい、ふぁみりい居宅介護支援事業所
- 2 対象職員 正規職員、非正規職員で65歳未満の者
- 3 改善期間 令和8年7月～令和9年6月
- 4 加算区分 入所、通所・・・新加算1ロ
訪問リハ、居宅・・・新処遇改善加算
- 5 改善方法及び金額

≪新・処遇改善手当≫ 注：制度改正により、従来の各処遇改善関係の加算は一本化

国の指針に従い、経験・技能を備えた介護職員（具体的には介護福祉士で前職経験を含み勤続10年以上の者）への処遇改善を最優先としつつ、従来の配分比率を尊重した上で、全職種（その他の介護職員、看護・リハビリ・各種専門職、事務員等）へ適切に行き渡るよう調整する。

＜月額＞ 正規職員 13,500円 ～ 70,500円
非正規職員 7,750円 ～ 17,250円

改善加算額は利用者数により決定しますので、利用者が多ければ多いほど、職員への還元額はもちろん増加します。

6 キャリアパス要件

①キャリアパス要件Ⅰ

- イ) 職位、職責または職務内容に応じた任用の要件は「給与規定」に定める
- ロ) 職位、職責または職務内容に応じた賃金体系は「給与規定」に定める
- ハ) 「給与規定」を備え付けることで周知する

②キャリアパス要件Ⅱ

- イ) 資格取得のための支援として、資格取得のための休暇の付与、研修受講料及び交通費を支給する
- ロ) 「研修計画書」を掲示することで周知する

③キャリアパス要件Ⅲ

- イ) 昇給は毎年4月に行う。「人事評価」と「経験年数」に応じてなされる仕組みとする
- ロ) 「給与規定」を施設内に備え付けることで周知する

④キャリアパス要件Ⅳ

- イ) 改善後の賃金が440万円以上となる者を設定する

7 職場環境等要件

- ①経験者、有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ②職場体験の受け入れの実施
- ③中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ④仕事やメンタル面でのサポート担当（主任・リーダー）制度
- ⑤育児や介護と仕事の両立を目指すため者の為の制度の充実
- ⑥勤務時間短縮等の実施や短時間勤務制度の充実、非正規職員から正規職員への転換制度の整備
- ⑦健康管理対策の実施（全職員対象の健康診断・ストレスチェックの実施）
- ⑧事故・トラブルへの対応マニュアルの整備
- ⑨生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善活動の体制構築
- ⑩タブレット端末やセンサー等の導入による業務量の縮減
- ⑪介護ロボットまたはインカムなどのICTの導入
- ⑫ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化で、個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や介護内容を改善
- ⑬ケアの好事例や利用者、ご家族からの謝意を共有する機会の提供

8 見える化要件 介護サービス情報公表システム、ホームページへの掲載

9 令和8年度特例要件 ケアプランデータ連携システムの利用
生産性向上推進体制加算Ⅱの算定

以上